

ゲルダッシュ

溶剤系の廃塗料は、臭いや引火の危険性があるため、簡単には廃棄できません。ゲルダッシュの特殊架橋剤は、溶剤系廃塗料中の樹脂成分と反応して固化しますので、産業廃棄物としての処理を簡素化できます。

特長

- 少量の添加で溶剤系廃塗料を固化できます。
- 固化物は粒状ですので、容器からの取り出しが容易です。
- 固化物は産業廃棄物・廃プラスチックとして処理できます。

- 適用法令
消防法：危険物第四類第二石油類（非水溶性）
- 荷姿
1ケース(1kg×10缶入り)
外観：淡黄色透明液体

使用方法

- 使用前に右記固化試験結果の添加量を参考にし、添加量を確認してください。



- 容器(石油缶)に溶剤系廃塗料を約10kg入れる。廃塗料の量が多いと、均一に固化しません。一回の処理量は10kg以下としてください。
- ゲルダッシュを一度に投入する。添加量は右記の固化試験結果を目安にしてください。



- ハンドミキサーで、十分にかくはんする。(かくはん時間約20秒)
- かくはん時、容器を両手で固定するなど動かさないようにしてください。容器が回転しますと、危険ですので十分にご注意ください。
- 塗料は、一気に全体が固まり、徐々に硬くなります。初期の軟らかい状態の時に、さらにかくはんして細かくほぐしてください。



- ビニル袋はすぐに密封せず、固化物の溶剤分が十分に蒸発するまで開放しておく。ビニル袋内に溶剤蒸気を密封しますと危険ですので、ご注意ください。



- 固化物を容器から取り出しビニル袋に入れる。

固化試験

※ 溶剤系廃塗料10kgに対するゲルダッシュの添加量です。

● 試験は各種塗料をシンナーにて希釈(標準希釈)し、実施。

強溶剤系(芳香族系) 廃塗料の場合

廃塗料の種別	当社商品名(例)	※添加量(kg)	固化状態
アクリル樹脂塗料	ラフトンアクリエナメル	0.2	○
	ラフトン弾性エナメル	0.4	○
	ラフトンクリアー	0.4	○
	ラフトンメタリック	0.5	□
一液ウレタン樹脂塗料	ラフトン一液ウレタン軟質型	0.4	○
アクリル樹脂下塗塗料	ラフトンシーラー	0.2	○
	透明型ラフトンシーラー	0.2	○
	ピナクルホワイト	0.2	○
	ピナクルシーラー	0.2	○
一液エポキシ樹脂下塗塗料	ラフトンエポキシシーラー	0.5	□
一液エポキシ樹脂系さび止め塗料	エポブラ	0.4	○
塩化ゴム樹脂塗料	-	0.5	○
塩化ビニル樹脂塗料	-	0.5	△

弱溶剤系(脂肪族系) 廃塗料の場合

廃塗料の種別	当社商品名(例)	※添加量(kg)	固化状態
合成樹脂調合ペイント	エスコートホープDX	0.4	○
	サンルーフ	0.4	○
アクリルアルキド樹脂塗料	アクリルバーン	0.3	○
	アクリルエポーレ	0.3	○
一液ウレタン樹脂塗料	1液ワイドウレタン	0.3	○
油変性ウレタン樹脂塗料	ユカライト	1.0	×
アクリル系NAD塗料	ニューモルコン	1.0	×
	ニューモルコングロス	0.3	○
合成樹脂調合ペイント下塗	エスコート下塗	0.4	○
一液エポキシ樹脂系さび止め塗料	エポマイルド	0.4	○
さび止め塗料	速乾ラスノン	0.4	○
	ラスノン5622-2種	0.4	○
	速乾ラスノン5625	0.3	○

2液形塗料は確認していません

固化状態の評価 → ○: 5分以内に固化する。□: 5分以内に固化するが粘着が残る。△: プリン状に固化する。×: 固化せず不適。

※ 固化しない塗料または固化性の悪い塗料が混入した廃塗料は、固化効果が低下します。

※ シンナーの希釈量が多くなるほど、固化効果が低下します。洗浄溶剤の固化はできません。

使用上の注意

- かくはん時に用いたハンドミキサーなどの工具は、素早くスズカシンナー #1000またはラッカーシンナーで洗浄してください。放置されますと反応硬化して、シンナー洗浄では汚れが落ちませんのでご注意ください。
- 廃塗料の種類により、固化状態、固化時間は異なりますので、上記の固化試験結果を参考に、予め少量の廃塗料でゲルダッシュの添加量を確認してください。固化の確認は、添加量5%を限度に、かくはん時間1分以内で行ってください。添加量が適正量より多くなっても固化性が低下します。
- ゲルダッシュは、空気中の湿気を含みますと、白い粉状物に変化し、固化効果が失われます。開封取り出し後は、直ちに密栓してください。また、開封後は1ヶ月以内に使い切ってください。
- かくはん途中で発熱した場合、人や可燃物から離れた場所へ移動し、冷やしてください。また、このとき、水は散布しないでください。

廃棄時の注意

- 固化物は産業廃棄物・廃プラスチックとして産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- 廃塗料中に鉛、またはクロム化合物などの有害成分を含有する場合は、労働安全衛生法の特定制化学物質等障害予防規則及び鉛中毒予防規則に準拠して取扱い、固化物は特別管理産業廃棄物・特定有害産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- 固化物は溶剤を含有していますので、廃棄時は火気に十分注意してください。